

お役立ち住まいの駅情報コーナー



住宅版エコポイント制度

平成21年12月8日に、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、『住宅版エコポイント制度の創設』が盛り込まれました。平成21年度第2次補正予算の成立を条件にしてエコリフォーム又はエコ住宅の新築をされた方は、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを取得できるようになります。制度の概要は以下のとおりですが、ポイントの申請や交換などの詳細については、決まり次第お知らせしたいと思います。

エコリフォームまたはエコ住宅の新築で
エコポイントが発行されます。

対象となる工事

1 エコリフォーム 上限30万ポイント

平成22年1月1日～12月31日に工事着手したもの
(平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了したものに限り)
※工事着手とは、ポイント対象工事を含むリフォーム工事全体の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②の改修工事

- ①窓の断熱改修
 - ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ※これらに併せて、バリアフリーリフォーム(手摺の設置、屋内の段差解消、通路又は出入り口の中の拡張)を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

2 エコ住宅の新築 30万ポイント

平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの
(平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたものに限り)

<工事内容>

- 次の①又は②に該当する新築住宅
 - ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断基準)相当の住宅
 - ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅
- ※ポイント申請時には、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要です。

※エコポイントの申請期限については、今後公表される予定です。
※エコリフォームとエコ住宅の新築では、対象となる期間が異なりますので、ご注意ください。

ポイントの申請方法

- ・エコポイントの申請は、対象工事完了後、事務局の窓口(都道府県毎に設置予定)における申請、または、事務局宛に書類の郵送をすることにより行います。
- ・申請者は、原則として住宅所有者です。個人、法人を問いません。
- ・申請時に必要な提出書類は住まいの駅が準備いたします。

ポイント交換対象商品

交換対象商品として、家電エコポイントと同様に、商品券、プリペイドカード、省エネ等に優れた商品や環境寄付などが対象となる予定です。
ただし、発行されるポイント数も大きくなることから、交換対象を多様化する方向で検討しています。リフォームでは家の中の1ヶ所だけでなく、複数の場所をまとめて手掛けるケースが多い為、断熱改修で獲得したポイントを、環境保護とは直接関係ない改修の費用にも使えるよう検討されているようです。

完成長期優良認定住宅

長期優良認定住宅(奈良市・枚方)が完成しました。両邸とも外観は洋風ながら内部は内地材(杉・桧)を利用した落ち着いた空間を構成しています。長期優良住宅は、税制面や住宅ローン金利優遇など様々なメリットがあります。ご質問ご相談は住まいの駅までお気軽にどうぞ！



建築現場情報!

現在、大阪市内にて長期優良認定住宅を建築中です！
2月上旬上棟予定ですので、現場案内をご希望の方はお気軽にご連絡下さい。
またリフォーム相談も随時行っております。

